

議案第 5 2 号

四万十町立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例について

四万十町立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 5 年 6 月 1 2 日提出

四万十町長 高瀬 満伸

四万十町条例第 号

四万十町立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例

四万十町立小学校及び中学校設置条例（平成18年四万十町条例第166号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 四万十町立志和小学校の項を削る。

附 則

この条例は、平成25年 7 月 1 日から施行する。